

特定地域型保育事業の認可及び利用定員の設定に係る意見聴取について

■意見聴取概要

現在市の独自事業として家庭保育事業を実施しているが、子ども・子育て支援法施行に伴い、児童福祉法上の認可事業及び特定地域型保育給付の対象事業となる。

児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項の規定により家庭的保育事業等の認可をしようとするとき、また子ども・子育て支援法第 43 条第 3 項の規定により特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときは、児童福祉審議会等での意見聴取を必要とするため、市川市子ども・子育て会議の審議に附すもの。

■家庭的保育事業認可基準

項目	認可基準
設備	(1)乳幼児の保育を行う専用の部屋を設ける (2)前項部屋の面積は 9.9 m ² 以上 (3)保健衛生上必要な採光、照明及び換気設備を有する (4)衛生的な調理設備及び便所を設ける (5)同一敷地内に乳幼児の屋外遊戯等に適した広さの庭、これに代わるべき場所がある (6)前項庭の面積は満 2 歳以上の幼児 1 人につき、3.3 m ² 以上である (7)火災報知機及び消火器を設置し、消火訓練及び避難訓練を定期的実施する
職員	家庭的保育者は市長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の経験を有すると市長が認めるもの
保育時間	原則 8 時間
定員	家庭的保育者 1 人につき乳幼児の数は 3 人以下 ※家庭的保育補助者を設置する場合は 5 人以下
給食	調理員を設置し、家庭的保育事業所内で調理する ※ただし 5 年間の経過措置あり
連携施設	保育が適正かつ確実に実施され、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保すること。 (1)保育内容の支援 (2)代替保育の提供 (3)卒園後の受け皿 ※ただし 5 年間の経過措置あり

■家庭的保育事業認可予定者

名前	住所	保育士資格	家庭保育 経験年数	補助者の 有無	給食の 有無	連携施設	保育を行う 部屋面積	庭の有無
A	市川市幸1丁目	保育士	12年	有	なし	塩焼第2保育園	52 m ²	なし(公園有)
B	市川市南大野2丁目	なし	7年	なし	なし	大野保育園	21.5 m ²	なし(公園有)
C	市川市菅野5丁目	なし	7年	なし	なし	菅野保育園	23 m ²	なし(公園有)
D	市川市宮久保3丁目	なし	5年	有	有	本北方保育園	20 m ²	なし(公園有)
E	市川市北方町4丁目	なし	5年	なし	なし	本北方保育園	13.2 m ²	有
F	市川市南行徳3丁目	保育士	6年	なし	なし	香取保育園	19.8 m ²	なし(公園有)
G	市川市国分4丁目	保育士	5年	有	有	中国分保育園	27.2 m ²	有
H	市川市下貝塚3丁目	なし	4年	なし	なし	大野保育園	9.93 m ²	有
I	市川市柏井1丁目	なし	4年	なし	なし	本北方保育園	30.3 m ²	なし(公園有)
J	市川市国府台6丁目	なし	4年	有	有	中国分保育園	23 m ²	有
K	市川市国府台6丁目	保育士	3年	有	有	中国分保育園	19.8 m ²	なし(公園有)
L	市川市相之川2丁目	保育士	2年	なし	なし	香取保育園	19 m ²	なし(公園有)

※保育時間は9:00~17:00の8時間を原則とする。

・認可基準と照らし合わせ、全ての事業者が適合するものであることから認可するもの。

■家庭的保育事業認可予定者・認可予定定員

名前	住所	地域区分	認可定員	地域ごと 確保人数
G	市川市国分4丁目	北部	3人	22人
H	市川市下貝塚3丁目	北部	2人	
I	市川市柏井1丁目	北部	2人	
J	市川市国府台6丁目	北部	5人	
K	市川市国府台6丁目	北部	3人	
D	市川市宮久保3丁目	北部	3人	
E	市川市北方町4丁目	北部	2人	
B	市川市南大野2丁目	北部	2人	
C	市川市菅野5丁目	中部	2人	2人
F	市川市南行徳3丁目	南部	3人	7人
A	市川市幸1丁目	南部	3人	
L	市川市相之川2丁目	南部	1人	

■市川市子ども・子育て支援事業計画における量の見込み・確保方策との比較（3号認定）

○北部

		平成27年度	既存施設確保分	今回確保分
量の見込み		670人		
確保方策	特定教育・保育施設	568人	504人	
	特定地域型保育事業	60人		22人
	計	628人	504人	22人

○中部

		平成27年度	既存施設確保分	今回確保分
量の見込み		1,534人		
確保方策	特定教育・保育施設	1,193人	1,053人	
	特定地域型保育事業	41人		2人
	計	1,234人	1,053人	2人

○南部

		平成27年度	既存施設確保分	今回確保分
量の見込み		1,056人		
確保方策	特定教育・保育施設	1,119人	1,115人	
	特定地域型保育事業	30人		7人
	計	1,149人	1,115人	7人

・事業計画における特定地域型保育事業確保方策人数を満たすものでないことから、認可定員をそのまま利用定員として設定するもの。